

新薬承認後の情報提供に関して

医薬品の院内での情報提供活動希望の際は、製造販売承認後に下記の流れで申請して下さい。

薬剤科長 (c_fujii@sakai-hospital.jp)
に対象医薬品の情報提供についてアポイントを取得する
(アポイント時に医薬品情報提供願 書式を配布)



情報提供を行い**薬剤科長**へ**医薬品情報提供願**を提出

(提出書類 各1部ずつ)

- ・ 医薬品情報提供願
- ・ インタビューフォーム
- ・ 製品情報概要（パンフレット）等の製品情報
- ・ 医薬品リスク管理計画（RMP）概要つき
- ・ 当該医薬品に関するその他の情報（トピックス、治療上の位置付け等）

※情報提供活動は**製造販売承認後の医薬品を対象**とします。

※採用には**薬価収載後に薬事委員会での審査**が必要です。採用までの流れは、当院HPの「当院医薬品採用までの流れ」に掲載しています。

※採用決定時には対象医薬品に関する薬剤科内での勉強会開催を原則とします。Web・現地での開催については適宜相談させていただきます。

情報提供活動の許可前でも、当院職員からの問い合わせがあった場合は、その都度ご対応ください。また、院外の講演会等での情報提供に関しては、当方からの制約はありません。

ご不明な点がございましたら薬剤科 医薬品情報担当までご連絡ください。